

社会福祉法人やまゆり福祉会 年次有給休暇の積立保存制度規程

（目的）

第1条 この規程は、年次有給休暇の積立保存制度の取扱いを定めたものである。

（定義）

第2条 「年次有給休暇の積立保存制度」とは、権利発生後2年間を経過して時効により消滅する年次有給休暇を積立保存することをいう。

（制度の趣旨）

第3条 本制度の趣旨は、消滅する年次有給休暇の有効活用を図り、やまゆり福祉会職員の福利向上を図ることにある。

（適用範囲）

第4条 本制度は、次の各号に規定する職員に適用する。

- （1）やまゆり福祉会常用職員就業規則適用者。
- （2）やまゆり福祉会再雇用職員就業規則適用者で、1週間のうち4日以上勤務する者で、1日6時間以上勤務する者。
- （3）やまゆり福祉会有期契約職員就業規則適用者で、1週間のうち4日以上勤務する者で、1日6時間以上勤務する者。

（積立保存の年次有給休暇の日数）

第5条 積立できる年次有給休暇の日数の限度は40日とする。

（使用事由）

第6条 積立保存した年次有給休暇の使用の事由は、次の各号とし、1日又は半日を単位とする。

- （1）私傷病により休業日数が1週間以上に及んだ場合
- （2）自己啓発（資格及び免許取得、並びに講習会・講演会への参加）のために休暇を要する場合で、所属長の許可を得たとき
- （3）ボランティア活動に連続して2週間以上従事する場合で、所属長の許可を得たとき
- （4）55歳以上の者が定年後の再就職又は独立自営のため休業する場合で、所属長の許可を得たとき

2. 前項の積立保存した年次有給休暇を使用するときは、別に定める積立保存した年次有給休暇使用申請書（様式1号）を提出しなければならない。

（年次有給休暇取得との関係）

第7条 積立保存した年次有給休暇の使用は、その時点で保有する通常の年次有給休暇を全て取得した後とする。ただし、福祉関係の資格及び免許取得のための休暇を所属長が

認めるときは、積立て保存した年次有給休暇を優先して取得することができる。

（積立保存した年次有給休暇の取扱）

第8条 本制度の適用を受けて積立保存した年次有給休暇を使用したときは、その期間は賞与の算定において通常の年次有給休暇と同様の取扱とする。

（積立保存台帳の管理）

第9条 法人は、各人ごと、各年ごとの年次有給休暇の積立保存の日数を「年次有給休暇積立保存台帳」（様式第2号）に記録するものとする。

2 職員は、前項の台帳を自由に閲覧することができる。

（附則）

この規程は、平成25年9月18日より施行する。

平成 年 月 日

所属長

殿

職員氏名

印

積立て保存した年次有給休暇使用申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

1. 積立て保存した年次有給休暇日数 日間

2. 使用目的 (どちらかに○印)

(1) 私傷病 (診断書添付)

(2) 自己啓発 (パンフレット等資料添付)

① 資格取得 ()

② 免許取得 ()

③ その他 ()

3. 使用期日及び日数

平成 年 月 日 () から

平成 年 月 日 () まで

日間